

市民緑地の契約について

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項の規定により、次のとおり市民緑地契約を締結したので、同条第9項の規定に基づき、公告する。

令和6年8月8日

佐倉市長 西田 三十五



1. 市民緑地の名称
鏑木小路市民緑地

2. 市民緑地の区域
佐倉市宮小路町字鏑木小路68番1、68番3、68番4、69番1

3. 市民緑地の管理期間
令和6年7月1日から令和11年6月30日まで